

## 消費者団体訴訟制度を知っていますか

自治研センター監事 服部 有

消費者団体訴訟制度とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟などをすることができる制度です。2007年6月からスタートしました。

消費者に被害が発生した場合、民事訴訟法の原則では、被害者である消費者が被害救済を求め、加害者である事業者を訴えるしかありません。

消費者と事業者との間には情報の質・量・交渉力の格差があったり、訴訟には時間・費用・労力といったコストがかかったりします。個別のトラブルが救済されても、同種のトラブルがなくなるわけではなく、根本的な解決にはなりません。

そこで、不特定多数の消費者被害に対応するため、適格消費者団体と呼ばれる消費者団体（法人）には、民事訴訟の原告となる権限が与えました。差止請求をする権限や、実績や団体の規模に応じ被害回復請求の権限を付与したりしています。

適格消費者団体は全国に26団体あり、栃木県内にも「NPO 法人とちぎ消費者リンク」という適格消費者団体があります。私は、設立当初から、とちぎ消費者リンクの事務局長理事を務め、団体の運営を担ってきました。会員は、県内の生協、消費生活相談員、法律家、消費者問題の有識者などで構成されています。

とちぎ消費者リンクは、2019年6月に適格消費者団体の認定を受けており、もうすぐ5年が経とうとしています。これまでの実績について2つほど紹介します。

### 【チラシの二重価格表示に関する差止】

本日から1か月の期間に限り、屋根塗装 通常価格36万円を特別価格25万円（一定面積まで）とするチラシを配布していました。

価格表示ガイドラインでは、現に限定の期間だけ安いことを消費者に示さなければならないとし、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」である場合にのみ、通常価格、期間限定価格の両方の表示（2つの表示をすることを「二重価格表示」といいます）をすることを認めています。つまり、通常価格は、実際に販売されていた価格であることが必要です。「最近」とは、セール開始日の直前8週間のことを指します。したがって、8

週間以上の間、二重価格表示を続けることは、価格表示ガイドラインに反することになります。

事業者は、1か月限りと記載していながら、1か月を超え8週間以上、栃木県内で二重価格を表示したチラシを配布していました。そこで、景品表示法の有利誤認にあたるとして、チラシの配布の差止を求めました。事業者も有利誤認であることを認め、二重価格表示のチラシの配布をやめました。

### 【SNSによる在宅ビジネスの勧誘の差止】

在宅で簡単に収入が得られる在宅ビジネスとして、SNSやメールで「全額返金保証付き」と案内をしたり、動画で「毎月手堅く30万円を自動で稼ぐ」と流したりしていました。

相談現場では、「簡単に儲かる」「自宅で簡単に稼げる」「スマホやタブレットを操作するだけで1日数十万円稼げる」という数十万の情報商材を購入したが、指示通りに作業をしても儲からない、全く役に立たない内容だったという相談が多数寄せられています。ここ数年、コロナ禍や働き方改革による影響からか、在宅している時間が長ったことが影響してか、副業により簡単に収入が得られるビジネスがあるとして、強い言葉を使った勧誘が増えました。

とちぎ消費者リンクでは、事実と異なることを述べていたり、将来における変動が不確実な事項について確実であると告げていたりしているとして、告知をしないことを求めました。

事業者からは、販売を中止しているという内容の通知を受けました。ただし、情報商材を提供する事業者は、事業者名を変え、サービス名称も変更しながら、同様の手口で勧誘をする状況が見受けられます。

弁護士業務をしながら、NPO 法人の運営をすることができ、さらに特別な権限が付与された団体の中核を担うことができるとなると、プレイヤーとして多くの経験ができ、非常に有意義なものです。今後も、消費者被害の未然防止に積極的に取り組んでいきます。

業者の勧誘や約款、広告などで差止めを求めたい事例がありましたら、WEBで「とちぎ消費者リンク」と検索し、情報提供をお寄せください。